

分野	4	雇用・人材
政策項目	①	530万人雇用創出プログラムの推進
関係府省	内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	
<p>&lt;これまでの対応&gt;</p> <p>○経済財政諮問会議の下に設置された「サービス部門における雇用拡大を戦略とする経済の活性化に関する専門調査会」において、平成13年5月に、規制改革、情報公開等の「雇用創出型の構造改革」を実行することにより、サービス分野を中心に、今後5年間で500万人規模の雇用創出が期待できる旨、試算。</p> <p>○同試算を踏まえ、雇用創出に向けた規制・制度改革等の構造改革を推進。さらに平成15年4月に、内閣府を中心に関係各省等による「530万人雇用創出促進チーム」を設置し、同年6月、サービス分野を中心とした9の分野及び横断的分野について、規制緩和、民間の活用と競争促進、人材の質的強化、サービスの質の向上等の具体的な政策をまとめた「530万人雇用創出プログラム」を策定し、これを推進。</p>		
<p>&lt;これまでの成果&gt;</p> <p>○統計上の制約もあり、現時点で「530万人雇用創出プログラム」の試算に対応する詳細な分野についての実績把握は困難であるが、総務省の「労働力調査」によると、平成15年(1～12月平均)の雇用者数は、基準年の平成12年(同)に比べ、全産業で約21万人減となったのに対し、サービス業では約150万人の増加(特に、社会保険、社会福祉等の分野で大幅に増加)となった。これを基に、「530万人雇用創出プログラム」の対象分野における雇用増を試算すると、約200万人の雇用が創出されたと算定される。</p>		
<p>&lt;今後の課題・制度改革により目指す姿&gt;</p> <p>○引き続き本プログラムに盛り込まれた政策を着実に実施することにより、サービス分野を中心として約500万人の雇用創出が実現されるよう、政府が一体となって取り組んでいく。</p>		
<p>&lt;今後の対応&gt;</p> <p><b>16年度</b></p> <p>サービス分野を中心とした9の分野及び横断的分野について、以下の施策等を推進し、サービス分野を中心に雇用を創出することを目指す。</p> <p>例:</p> <p>A 分野別対策(9分野)</p> <p>(1)個人向け・家庭向けサービス</p> <p>○信託制度の整備—信託業の担い手や受託可能財産の範囲を拡大する。(今通常国会に法案提出済) (金融庁)</p> <p>○「日本映画・映像」振興プランの推進—「日本映画・映像」振興プランに基づき、創造、流通、人材育成、フィルム保存・継承を柱に日本映画・映像の振興のための施策を総合的に推進。(文部科学省)</p> <p>○コンテンツ国際市場創設事業—平成16年度から、東京国際映画祭の抜本的強化を図り、コンテンツ国際取引市場を創設。(経済産業省)</p> <p>○観光立国行動計画の推進—「観光立国行動計画」に基づき、関係府省が連携して観光立国の実現のための施策を推進。(国土交通省等)</p> <p>○健康サービス産業創出支援対策—多様化する国民ニーズに対応した質の高い健康サービス産業の創出を図るため、先進的な健康サービス提供体制の構築を支援。(経済産業省)</p> <p>(2)企業・団体向けサービス</p> <p>○中小ITベンチャーの支援—中小ITベンチャー企業の技術開発や事業化を引き続き支援。(経済産業省)</p> <p>○共同アウトソーシングの推進—平成15年度に開発・実証した電子自治体のモデルシステムの成果を地方公共団体に無償提供することにより、平成16年度以降、全国で本格的に共同システムの構築を支援。また、その運用のアウトソーシングを推進。(総務省)</p> <p>(3)社会人向け教育サービス</p> <p>○専修学校を活用した若者の自立・挑戦支援事業—平成16年度から、産業界との連携による専修学校を活用した短期教育プログラムの開発等を実施。(文部科学省)</p> <p>○緑の雇用担い手育成対策事業—本格的に森林の整備等を担うことができる能力を付与するための実地研修を森林組合等の林業事業体に委託し、引き続き実施。(農林水産省)</p>		

分野	4	雇用・人材
政策項目	①	530万人雇用創出プログラムの推進
<p>(4)住宅関連等サービス</p> <p>○ビルの耐震改修の一層の促進－建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年制定)を引き続き的確に施行するとともに、既存建築物に係る建築基準法等の制度を見直す(今通常国会に法案提出済)。また併せて平成16年度から住宅・建築物の耐震診断・改修等に対する補助等を拡充。(国土交通省)</p> <p>(5)子育て関連サービス</p> <p>○新エンゼルプラン等に基づく保育・子育て関連サービスの推進－引き続き、新エンゼルプランに基づき、延長保育、休日保育等多様な保育サービスを提供するとともに、PFIの活用等による公設民営の推進により待機児童ゼロ作戦を推進。(厚生労働省)</p> <p>○幼稚園と保育所の連携－就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置の実現に向けて、平成16年度中に基本的な考え方をとりまとめ。(文部科学省、厚生労働省)</p> <p>○育児休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備－より利用しやすい仕組みとするための育児休業制度等の見直しを実施。(今通常国会に法案提出済)(厚生労働省)</p> <p>(6)高齢者ケアサービス</p> <p>○介護給付に対する国の負担等－介護保険制度において、市町村における介護給付及び予防給付に要する総費用の一定割合を引き続き負担し、安定した制度運営を目指す。(厚生労働省)</p> <p>○介護サービスの提供体制の整備－平成16年度から、サテライト方式によるデイサービスの推進を図るため、民家を借り上げて改修する際の経費について支援。(厚生労働省)</p> <p>(7)医療・医療情報サービス</p> <p>○医療分野のIT化の推進－電子カルテの普及に向けた取組を引き続き実施するとともに、診療内容の確認、各健康保険組合への請求作業等が正確かつ迅速に行える仕組みを実現する。(厚生労働省)</p> <p>(8)リーガルサービスその他の専門職種サービス</p> <p>○弁護士人口の増加－司法試験の合格者数を平成16年に1,500人程度に増加、その後も順次増加を図り、新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、平成22年頃には合格者数を3,000人程度とすることを旨とする。(法務省)</p> <p>(9)環境サービス</p> <p>○エコツーリズムの推進－自然資源等を活かした持続可能な新しい観光として、エコツーリズムを全国へ普及・定着させるべく、平成15年度より実施しているモデル事業を平成16年度においても継続し、新たにモデル地区を増やすなど普及事業を展開。(環境省)</p> <p><b>B 分野横断的対策</b></p> <p>(1)労働市場の環境整備</p> <p>○成果に対する評価に基づく民間委託による長期失業者の就職支援－平成16年度から、公共職業安定所での求職活動により就職に至らなかった1年以上の長期失業者等について、就職支援から就職後の定着指導までを民間事業者へ包括的に委託。その際、成果に対する評価に基づく報酬の誘因を付与。(厚生労働省)</p> <p>○地域における若年者対策推進のための仕組みの整備－平成16年度から、若年者が雇用関連サービスを1カ所でまとめて受けられる「若年者のためのワンストップサービスセンター(通称ジョブ・カフェ)」の都道府県による設置を推進するため、民間を活用しつつ、企業説明会の開催や、モデル地域(10ヶ所程度)におけるカウンセリングから研修等までの一貫サービスの提供、公共職業安定所の併設等の支援を実施。(厚生労働省、経済産業省)</p> <p>(2)若年者、女性、中高年労働者に対する支援</p> <p>○実務・教育連結型人材育成システム(日本版デュアルシステム)の推進－平成16年度から、産業界と連携・協力しつつ、専門高校、専修学校、公共職業訓練施設等において、企業実習と教育・職業訓練を組み合わせることで実施することにより、若年者を一人前の職業人へと育成する「日本版デュアルシステム」を導入する。当面は学卒未就職者や専門高校生、近年急増しているフリーターを中心に広範に推進する。(文部科学省、厚生労働省)</p> <p>○企業等が行う計画的な再就職援助の実施及びその支援等－年金支給年齢までは働きつづけることがで</p>		

分野	4	雇用・人材
政策項目	①	530万人雇用創出プログラムの推進
<p>きるよう、65歳までの雇用機会の確保、中高年齢者の再就職援助の強化及び多様な就業機会の確保等          所要の措置を講ずることを内容とする高年齢者雇用安定法の一部を改正する法律案を今通常国会に提          出したところであり、これに基づき高齢者雇用対策を推進する。          (厚生労働省)</p>		
<p>17年度以降</p>		
<p>上記各分野で所要の施策を引続き着実に推進</p>		

分野	4	雇用・人材
政策項目	②	若者自立・挑戦プランの推進
関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省	
<p>&lt;これまでの対応&gt;</p> <p>○深刻化する若年失業やフリーターの増大等の若年層を中心とした人材問題については、社会全体として取り組むべき課題として捉え、これを解決するため、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び経済財政担当大臣の4閣僚により、平成15年4月に「若者自立・挑戦戦略会議」を発足し、同年6月に「若者自立・挑戦プラン」(同プランは平成16年度から本格実施)をとりまとめ。</p> <p>○同年8月、「若者自立・挑戦プランの具体化」をとりまとめ。</p> <p>○同年9月、関係4閣僚連名にて、経済団体に対して、同プランへの協力、若年者雇用拡大、人材投資の促進等を要請。</p> <p>○同年10月、関係4府省合同で、都道府県の教育担当、商工担当、労働担当を召集し、積極的連携を呼びかけ。</p> <p>○平成16年1月、「若者自立・挑戦プランの推進」をとりまとめ。</p>		
<p>&lt;これまでの成果&gt;</p>		
<p>&lt;今後の課題・制度改革により目指す姿&gt;</p> <p>○「若者が可能性を高め、挑戦し、活躍できる社会」、「自立的な能力向上ができ、やり直せる社会」の実現に向けて、平成16年度から本プランを着実に実施する。これにより、当面3年間で、若年者の働く意欲を喚起しつつ、全てのやる気のある若年者の職業的自立を促進し、もって若年失業者等の増加傾向を転換させることを目指す。</p>		
<p>&lt;今後の対応&gt;</p> <p><b>16年度</b></p> <p>○関係府省は、政策の連携強化、地域の自主性と多様性の尊重、民間の活用を図りつつ、本プランに盛り込まれた具体的施策を効果的かつ効率的に実施する。実施に際しては、さらに、次の3点を重視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業界、教育界などとの連携の充実</li> <li>・広く国民の理解と協力を求める広報の実施</li> <li>・プラン全体及び各施策の的確な評価と必要に応じた見直し</li> </ul> <p>○具体的施策については、以下のとおり。</p> <p><b>(1) 教育段階から職場定着に至るキャリア形成及び就職支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○職場体験・インターンシップなどを活用した児童生徒の勤労観、職業観を育てるためのキャリア教育を推進 (文部科学省)</li> <li>○企業人を学校に派遣し、職業や産業の実態等に関して生徒に理解させ自ら考えさせるキャリア探索プログラムを高校に加え小中学校において実施 (厚生労働省)</li> <li>○日本版デュアルシステム(例えば、週3日は企業実習、週2日は教育訓練といった新たな仕組み)を導入 (文部科学省、厚生労働省)</li> <li>○全国の公共職業安定所に、若年者に対してきめ細かな就職支援を実施する専門員(ジョブサポーター)を配置 (厚生労働省)</li> <li>○若年者向けの専門的なキャリア・コンサルタントを養成、若年者対策において活用 (厚生労働省)</li> </ul>		

分野	4	雇用・人材
政策項目	②	若者自立・挑戦プランの推進
<p><u>(2)若年労働市場の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○若年者の常用雇用への移行を促進するため、短期間の試行雇用を実施 (厚生労働省)</li> <li>○ニーズの高い職種における詳細な人材ニーズ調査を行うとともに、企業が若年者に求める能力・技術を集約し、情報提供を実施 (経済産業省)</li> <li>○若年者の実践的能力を評価する仕組みを整備 (厚生労働省、経済産業省)</li> <li>○IT、技術経営等の専門分野の人材について、能力・技術の体系化と評価基準を策定するとともに、カリキュラムや教材を開発 (経済産業省)</li> </ul> <p><u>(3)若年者の能力の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○専門学校等において社会人や企業のニーズを踏まえた実用的な職業能力を身に付けさせるため、短期教育プログラムを開発 (文部科学省)</li> <li>○法科大学院、ビジネススクール等の専門職大学院の設置を促進 (文部科学省)</li> <li>○優れた大学教育改革への取組の支援 (文部科学省)</li> </ul> <p><u>(4)創業・起業による若年者の就業機会の創出</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○創業塾において若年後継者等を対象とする「第二創業コース」を平成16年度から開設 (経済産業省)</li> <li>○ベンチャー企業におけるインターンシッププログラムの導入 (経済産業省)</li> <li>○情報提供や専門家による相談等を行う「起ちあがれニッポン DREAM GATE」事業の充実 (経済産業省)</li> <li>○早期にLLC類似制度(「有限責任の人的法人制度」)を我が国に導入するため、その制度設計について検討を進めるとともに、制度創設に向けて関係省庁と協議を進めていく予定 (経済産業省)</li> </ul> <p><u>(5)地域における若年者のためのワンストップサービスセンター(通称:ジョブ・カフェ)の設置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各都道府県との連携により、若年者への企業説明会の実施等の事業をワンストップサービスセンターに委託 (厚生労働省)</li> <li>○都道府県の要請に応じ、ワンストップサービスセンターにハローワークを併設 (厚生労働省)</li> <li>○ワンストップサービスセンターとの連携・協力による若年者のキャリア形成を支援 (厚生労働省)</li> <li>○モデル地域(10カ所程度)において、民間を積極的に活用して、地域産業界の人材ニーズを詳細に掘り起こすとともに、カウンセリングからインターンシップ、研修等まで一貫したサービスを提供 (経済産業省)</li> </ul>		
<p><b>17年度以降</b></p> <p>上記各分野で所要の施策を引続き着実に推進</p>		

分野	4	雇用・人材
政策項目	③	長期失業者・ホームレスの自立・就業支援
関係府省	厚生労働省	
<p>&lt;これまでの対応&gt;</p> <p>1. 長期失業者の就業支援事業</p> <p>○ ハローワークにおいて、失業者に対し、IT機器の活用や、民間のノウハウ・人材等を積極的に活用した就職支援を実施</p> <p>○ 平成 16 年1月に「民間委託による長期失業者の就職支援事業における入札等の在り方に関する検討会報告書」を取りまとめ、それを受けて、仕様書等を準備し、同年2月末に、民間事業者の選定や対象者の選定に着手。</p> <p>2. ホームレスの自立・就業支援</p> <p>○ 平成 14 年8月「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が成立。平成 15 年1月から2月にかけて「ホームレスの実態に関する全国調査」を実施。調査結果を踏まえ、平成 15 年7月末に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定。</p> <p>○ 「ホームレス自立支援事業」、「技能講習事業」等を実施</p>		
<p>&lt;これまでの成果&gt;</p> <p>1. 長期失業者の就業支援事業</p> <p>○ ハローワークにおいて、年間約 200 万人の失業者が就職。長期失業者の民間委託は、平成 16 年4月から実施予定。</p> <p>2. ホームレスの自立・就業支援</p> <p>○ 自立支援事業については、現在、全国で 11 カ所の自立支援センターで実施。事業を実施している多くの自立支援センターでは、退所者の約4～5割の者が就労により退所。</p>		
<p>&lt;今後の課題・制度改革により目指す姿&gt;</p> <p>1. 長期失業者の就業支援事業</p> <p>○ ハローワークにおいて、民間のノウハウを活用する試行的な取組として、ハローワークで安定した雇用に至らなかった長期失業者について、安定した雇用の実現を図る。</p> <p>2. ホームレスの自立・就業支援</p> <p>○ 基本方針に基づき、積極的にホームレスの自立を支援していくとともに、今後、地方公共団体において策定される実施計画に基づき施策が推進されるよう、必要な支援を実施。</p>		
<p>&lt;今後の対応&gt;</p> <p><b>16 年度</b></p> <p>1. 長期失業者の自立・就業支援</p> <p>○ ハローワークでの求職活動により就職に至らなかった 1 年以上の長期失業者等について、既存の緊急雇用創出特別基金を活用して、就職支援から就職後の定着指導までを民間事業者に包括的に委託し、安定した就職の実現を図る就職支援事業を平成 16 年4月より順次実施。</p> <p>2. ホームレスの自立・就業支援</p> <p>○ 「ホームレス自立支援事業」等の改善・拡充。ホームレスの保健衛生の向上を図るため、「ホームレス衛生改善事業」や「ホームレス保健サービス支援事業」を創設。就業機会の確保に関し「ホームレス就業開拓推進員」をホームレスが数多く存在する地域のハローワークに配置。</p> <p><b>17 年度以降</b></p> <p>○ 上記各分野で所要の施策を引き続き着実に推進</p>		

分野	4	雇用・人材
政策項目	④	職業訓練等の充実
関係府省	厚生労働省、経済産業省	
<p>&lt;これまでの対応&gt;</p> <p><b>1. 多様な職業訓練</b></p> <p>○離職者を対象とした職業訓練については、公共職業能力開発施設での訓練の他に、専門学校、大学・大学院、NPO、求人事業所等あらゆる民間教育訓練機関を活用することにより、多様な内容・レベルの職業訓練を実施。 (厚生労働省)</p> <p><b>2. 職業能力評価制度の整備</b></p> <p>○職業能力評価制度の整備については、労働者のキャリア形成や労働市場の機能強化を図るため、幅広い産業の労使団体と連携・協力の下、職業能力評価制度の土台となる職業能力評価基準の策定を進めている。 (厚生労働省)</p> <p><b>3. 高度専門人材育成事業</b></p> <p>○政策的に重要な分野(IT、バイオ等)について、スキル標準の策定、カリキュラム・教材開発等を行い、効率的な人材育成を進めるための環境整備を行っているところ (経済産業省)</p>		
<p>&lt;これまでの成果&gt;</p> <p><b>1. 多様な職業訓練</b></p> <p>○公共職業訓練</p> <p>平成 14 年度 離職者訓練受講者実績 42 万人 うち施設内訓練受講者実績 9 万人(就職率7割) うち委託訓練受講者実績 33 万人(就職率4割)</p> <p><b>2. 職業能力評価制度の整備</b></p> <p>○職業能力評価制度の整備</p> <p>ものづくり産業からサービス業にいたる 14 の産業等について、職務分析を実施し、評価基準の策定に着手。電機製造業及び職種横断的な事務系職務の評価基準が完成(平成 16 年 3 月 1 日現在)</p> <p><b>3. 高度専門人材育成事業</b></p> <p>○全国 10 万社にアンケート調査を実施し、平成 15 年 7 月 10 日に、全国の求人ニーズ数や求人の多い職種・業種、企業の求める雇用形態等について、調査結果の中間報告を行った。また、高度専門人材育成事業についても、事業の実施状況について、同日中間報告を行っている。</p>		
<p>&lt;今後の課題・制度改革により目指す姿&gt;</p> <p><b>1. 多様な職業訓練</b></p> <p>○公共職業訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間教育訓練機関への委託訓練について 人材ニーズが少ない分野においても、訓練受講希望者自身が希望・適性等に応じた選択により訓練を受講できる制度を導入</li> <li>・求人ニーズに即した職業訓練の推進</li> <li>・公共職業訓練施設に比べ、民間機関で実施する場合の就職率は低位の状況にあるため、就職率の向上を図るための仕組みを導入</li> </ul> <p><b>2. 職業能力評価制度の整備</b></p> <p>○社会基盤としての「職業能力評価制度」を整備するため、幅広い職種を対象とした職業能力評価基準の策定を進めるとともに、学卒・若年者向けの能力評価の仕組みの整備を進める。</p>		

分野	4	雇用・人材
政策項目	④	職業訓練等の充実
<b>3. 高度専門人材育成事業</b> ○我が国経済を牽引する高度専門人材が民間主導で自律的に育成される環境の実現を図る。		
<今後の対応>		
<b>16年度</b>		
<b>1. 多様な職業訓練</b>		
○公共職業訓練 (厚生労働省)		
・資格取得等を目的とする場合で、適切な訓練コースが事前に設定されていない場合には、個別の受講生のニーズに応じるため、一定の要件を満たす民間教育訓練機関で実施する講座の中から、受講者個人が選択して訓練を受講できる制度を導入。		
・求人ニーズに即した訓練を実施するため求人事業主等を活用したオーダーメイド型訓練を推進 委託訓練における就職率向上を図るため、民間への訓練委託経費の一部を就職実績に応じて支給する仕組みを導入。		
<b>2. 職業能力評価制度の整備</b>		
○職業能力評価制度の整備 (厚生労働省)		
引き続き評価基準の策定を進めるとともに、策定された評価基準について、ハローワーク等における職業相談やキャリア・コンサルティングを実施する際に活用できる評価ツールの開発、企業現場における活用、企業が求める人材要件の明確化等に活用していく。		
<b>3. 高度専門人材育成事業</b> (経済産業省)		
○IT、技術経営(MOT)、事業再生等の政策的に重要な分野においてスキル標準の策定、カリキュラム・教材の開発、実証事業の実施等の環境整備を行う。		
<b>17年度以降</b>		
○上記各分野で所要の施策を引き続き着実に推進		



分野	4	雇用・人材
政策項目	⑤	職業紹介の充実、労働者派遣事業・職業紹介事業に関する規制改革、有期労働契約の見直し
関係府省	厚生労働省、国土交通省	
<p>&lt;これまでの対応&gt;</p> <p><b>1. 職業紹介の充実</b> (厚生労働省)</p> <p>○キャリア交流事業の実施 中高年ホワイトカラー離職者を対象に、情報・意見の相互交換、ハローワーク・民間双方のカウンセリングの利用や求人へのアクセス等の機会を提供(平成11年度より実施)</p> <p>○就職支援セミナーの実施 失業等給付受給者の早期再就職を図るため、ハローワークにおいて、民間への委託や民間の講師の起用により民間のノウハウを活用しながら、労働市場状況、キャリアの棚卸しと自己分析、再就職のための技法等を内容とする就職支援セミナーを開催(平成14年度より実施)</p> <p>○再就職支援プログラム事業の実施 ハローワークに民間の専門家や実務経験者を早期再就職専任支援員(就職支援ナビゲーター)として配置し、早期就職の緊要度が高い求職者に対し、担当制により、個々のニーズに応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を実施(平成14年度より実施)</p> <p>○長期失業者の就職支援事業 平成16年1月に「民間委託による長期失業者の就職支援事業における入札等の在り方に関する検討会報告書」を取りまとめ、それを受けて、仕様書等を準備し、同年2月末に、民間事業者の選定や対象者の選定に着手。</p> <p><b>2. 労働者派遣事業・職業紹介事業に関する規制改革</b> (厚生労働省)</p> <p>○労働者派遣法の改正 ・労働者派遣事業について、1年の派遣期間の制限を3年まで延長、「物の製造」の業務への派遣を可能とすること、許可・届出手続きを事業所単位から事業主単位へ変更すること等を内容とする改正労働者派遣法が平成15年6月に成立(平成16年3月1日施行)。</p> <p>○職業安定法の改正等 ・職業紹介事業について、地方公共団体・商工会議所等が届出により無料職業紹介事業を行うことを可能とすること、許可・届出手続きを事業所単位から事業主単位へ変更すること等を内容とする改正職業安定法が平成15年6月に成立。(平成16年3月1日施行) ・有料職業紹介事業者が手数料を徴収できる求職者について、熟練技能者を追加するとともに、年収要件の引き下げ(1,200万円超から700万円超へ)等を実施(平成16年3月1日施行)。</p> <p><b>3. 有期労働契約の見直し</b> (厚生労働省)</p> <p>○有期労働契約の契約期間の上限を原則1年から3年に延長するとともに、高度の専門的な知識等を有する者や満60歳以上の者については、その期間の上限を5年とする改正労働基準法が平成15年6月に成立し、平成16年1月1日から施行</p> <p><b>4. 船員関係</b> (国土交通省)</p> <p>○船員職業紹介等の業務の電子化(平成14年7月)</p> <p>○若年船員トライアル雇用事業(平成15年4月実施)</p>		
<p>&lt;これまでの成果&gt;</p> <p><b>1. 職業紹介の充実</b></p> <p>○キャリア交流事業 平成11年10月～平成15年12月 参加者数 23,176人</p> <p>○就職支援セミナー 平成15年2月～平成16年1月 実施回数 26,527回 セミナー受講者数 延べ1,013,047人</p>		

分野	4	雇用・人材
政策項目	⑤	職業紹介の充実、労働者派遣事業・職業紹介事業に関する規制改革、有期労働契約の見直し
<p>○再就職支援プログラム事業 平成 15 年2月～平成 16 年1月 開始者数 43,842 人 就職者数 23,167 人(終了者 36,161 人のうち 64.1%)</p> <p>○長期失業者の就業支援事業 (平成 16 年4月から実施予定)</p> <p><b>2. 労働者派遣事業・職業紹介事業に関する規制緩和</b> 平成 16 年 3 月 1 日より施行。 平成 16 年 3 月 1 日、京都府及び大阪府和泉市が無料職業紹介事業の実施を届出。(なお、15 県、7 市、1 町で平成 16 年度中の無料職業紹介事業の実施を検討(平成 16 年 3 月 3 日現在、厚生労働省で把握できたもの))</p> <p><b>3. 有期労働契約の見直し</b> 平成 16 年1月1日の施行後、着実に実施。</p> <p><b>4. 船員関係</b></p> <p>○船員職業紹介等の業務の電子化 ・船員求人情報ネットワーク 83,561 件(平成 15 年4月～平成 16 年2月) ・タッチパネル式求人・求職情報閲覧端末 115,601 件(平成 15 年4月～平成 16 年2月)</p> <p>○若年船員トライアル雇用事業 ・平成 16 年2月現在、64 名が訓練を終了、8名の若年船員が訓練中。</p>		
<p>&lt;今後の課題・制度改革により目指す姿&gt;</p> <p><b>1. 職業紹介の充実</b> ○民間のノウハウの活用が求人・求職の的確かつ円滑な結合に効果的である分野においては、民間のノウハウを更に活用し、就職支援を強化する。</p> <p><b>2. 労働者派遣事業・職業紹介事業に関する規制緩和</b> ○労働者派遣事業者、職業紹介事業者による、労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合を促進する。</p> <p><b>3. 有期労働契約の見直し</b> ○有期労働契約の在り方について、期間の上限を延長した場合におけるトラブルの発生についての状況を調査するとともに、雇用形態の在り方が就業構造全体に及ぼす影響を考慮しつつ、早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる。</p> <p><b>4. 船員関係</b> ○船員派遣事業に係る制度を創設し、海上労働力の適性かつ円滑な移動を実現する。 ○若年船員の採用を進める。</p>		
<p>&lt;今後の対応&gt;</p> <p><b>16 年度</b></p> <p><b>1. 職業紹介の充実</b> (厚生労働省) ○会社都合による離職者や自営廃業者であって家計の担い手である 35 歳以上の求職者に対し、再就職に向けた求職活動計画(就職実現プラン(仮称))を個人毎に作成し、これに基づき個別総合的な相談援助を実施 ○就職支援ナビゲーターを増員(500 人→700 人)し、効果的な就職支援を行う。</p>		